（石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部改正）

第二十条　石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号から第三十号までを一号ずつ繰り上げる。

（更生保護法施行令の一部改正）

第二十一条　更生保護法施行令（平成二十年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「（売春防止法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

第八条の表五の項ニ及びホを削る。

（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第二十二条　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改め、同条第四項中「、少年鑑別所の長又は婦人補導院の長」を「又は少年鑑別所の長」に改める。

第六十九条第四項第五号を削り、同条第九項中「、婦人補導院の長」を削る。

第七十条第一項中「及び第三号から第五号まで」を「、第三号及び第四号」に改める。

第百三条第一項の表第六十四条第一項の項中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。

（法務省組織令の一部改正）

第二十三条　法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「、補導処分」を削る。

第七条第三号中「、少年院又は婦人補導院」を「又は少年院」に改める。

第三十五条第三号中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。

第三十六条第一号中「、拘置所及び婦人補導院」を「及び拘置所」に改める。

第四十三条第二号中「、少年院又は婦人補導院」を「又は少年院」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第二十四条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第七号及び第八号を次のように改める。

七　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の規定による困難な問題を抱える女性の支援に関すること。

八　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の規定による被害者の保護（女性相談支援センター、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十一条第一項に規定する女性相談支援員及び同法第十二条第一項に規定する女性自立支援施設の行うものに限る。第百一条第九号において同じ。）に関すること。

第百一条第八号中「要保護女子の保護更生」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定による困難な問題を抱える女性の支援」に改め、同条第九号中「（婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の行うものに限る。）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正に係る経過措置）

第二条　この政令の施行の日（次条において「施行日」という。）において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）第四条第一項の規定により成立している同法第二条第九項に規定する退職手当共済契約（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下この条において「法」という。）附則第四条による改正前の売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設に係るものに限る。）は、法第十二条第一項に規定する女性自立支援施設に係る退職手当共済契約とみなす。

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前に行われた犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二条第一項に規定する犯罪行為による死亡又は同条第六項に規定する障害を原因とする同条第七項に規定する犯罪被害者等給付金については、第十六条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（更生保護法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二十一条の規定による改正前の更生保護法施行令第八条の表五の項ニ及びホに掲げる記録の保存については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　齋藤　健
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　西村　明宏

省　令

○財務省令第三十二号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十条の十二の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月七日

財務大臣　鈴木　俊一

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第四十条の四第七項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑴」に改め、同条第八項中「第四十一条第一項第三号」を「第四十一条第一項第三号イ」に改め、同条第十項第一号イ、第十二項第一号イ及び第十三項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表の⑵から⑷まで」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑵から⑷まで」に改め、同条第十四項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑴」に改め、同条第十七項中「第四十一条第一項第七号」を「第四十一条第一項第七号イ及びロ」に改め、同条第二十四項第一号イ、第二十五項第一号イ及び第二十六項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のロからニまで」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑵から⑷まで」に改め、同条第二十七項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑶」に改め、同条第三十三項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑴」に改め、同条第三十四項第一号イ及び第三十五項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のロからニまで」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑵から⑷まで」に改め、同条第三十六項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑶」に改め、同条第三十七項第一号及び第四十二項第一号中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑴」に改め、同条第四十三項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のロからニまで」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑵から⑷まで」に改め、同条第四十四項第一号中「第四十一条第一項第三号イの表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑴」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。